

下記①～⑧は世帯で該当している必要があります。(ここでの世帯は、同居の家族及び同一生計の家族全員をいいます。住民登録上の世帯とは異なる場合があります。)

申請の理由		添付証明書(世帯全員分)(コピー可)	証明書発行機関
①	市民税が非課税(所得割・均等割の両方、市税条例第18条第1項及び第2項)の場合。	令和6年度市民税・県民税課税証明書又は令和6年度市民税・県民税納税通知書(注)	西宮市以外の各市区町村の証明書発行部署
②	市民税が減免(市税条例第34条第3号)されている。	令和6年度市民税・県民税納税通知書(1～3頁)	市民税課
③	国民年金の免除(学生納付特例含む)を受けている。 ※国民年金1/4免除は該当しません。	国民年金保険料免除申請承認通知書又は国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書	日本年金機構西宮年金事務所
④	児童扶養手当を受けている。 ※児童手当、特別児童扶養手当とは違います。	児童扶養手当証書 (市長印の押してあるページ)	子育て手当課
⑤	国民健康保険の保険料の減免を受けている。	令和6年度国民健康保険料通知書兼納付書(1・5・7頁)又は令和6年度国民健康保険料確認書	国民健康保険課
⑥	失業中の場合。 ※失業者の給与所得・事業所得を0円として、所得審査を行います。	雇用保険受給資格者証	ハローワーク
		令和6年度市民税・県民税課税証明書又は令和6年度市民税・県民税納税通知書(注)	西宮市以外の各市区町村の証明書発行部署
⑦	令和5年中の総所得金額の世帯合算額が基準以下の場合。	令和6年度市民税・県民税課税証明書又は令和6年度市民税・県民税納税通知書(注)	西宮市以外の各市区町村の証明書発行部署
⑧	上記①～⑦に該当しないが経済的な理由によって児童・生徒が就学困難となる特別な事情がある。 ※住宅ローン、学費負担等の事情は考慮しません。	特別な事情を証明できる書類	学事課に相談

(注)

ア 令和5年中の所得を申告されている必要があります。

イ 西宮市内在住(令和6年1月1日現在)で西宮税務署または西宮市役所市民税課に所得の申告手続きを済ませている方は、課税証明書又は納税通知書の添付は必要ありません。

西宮市内在住の方でも、西宮市外に所得の情報がある場合は、課税証明書又は納税通知書(所得が確認できるもの)が必要です。

ウ 西宮市外に在住の方は、課税証明書又は納税通知書(所得が確認できるもの)が必要です。

※源泉徴収票、確定申告書、特別徴収税額決定通知書は不可。世帯に所得のある方が複数いる場合は、全員の課税証明書又は納税通知書を提出してください。

ただし、令和6年1月1日現在海外にお住まいで日本に住民票がなく、課税証明書又は納税通知書が提出できない方については、令和5年中の所得が確認できるものとして源泉徴収票等を提出してください。